

盛岡広域都市計画地区計画の変更（盛岡市決定）

盛岡市告示第100号
平成31年 3月12日

盛岡広域都市計画前潟地区地区計画を次のように変更する。

名 称		前潟地区地区計画						
位 置		盛岡市稲荷町、前潟一丁目、前潟二丁目、前潟三丁目、前潟四丁目、上厨川字下村、字幅、字前潟及び字新田並びに平賀新田字平賀の各地内						
面 積		約 30.3 ha						
地区計画の目標		<p>本地区は盛岡駅の西方約5kmに位置し、地区の南側においては、国道46号に接するとともに広域交通の結節点である盛岡ICに近接する地区である。</p> <p>このため本地区計画は、地区の特性である広域交通を活用しながら流通系を主体とした利便性の高い市街地形成を目指す。</p>						
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>地区西側の部分については、流通・商業地区とし、地区の特性を活用した、まとまった規模の流通・商業系の施設の立地を図る。</p> <p>地区東側については、河川にも面し良好な環境も維持できることから、住居地区とし住宅を主体とした土地利用を図る。</p> <p>国道46号沿道地区については、沿道地区とし幹線道路沿道として沿道サービス施設の立地を図る。</p> <p>既存の住宅が立地する北側地区については、住居併存地区とし、既存の住宅を許容しながら流通・商業地区に関連する施設等の立地を図る。</p>						
	地区施設の整備方針	<p>補助幹線道路は、地形的要因に配慮するとともに、地区内交通処理に対応するよう必要な幅員を確保し適切に配置する。</p> <p>また、潤いのある地区の形成を図るため土地利用に配慮し公園緑地等を配置する。</p>						
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、土地利用の誘導を図り良好な環境を形成するため建築物の用途、建築物の高さの最高限度について規制を行う。</p>						
地区施設の配置及び規模		道路1号	幅員	8m	延長	約160m		
		道路2号	〃	8m	延長	約125m		
		道路3号	〃	8m	延長	約255m		
		道路4号	〃	8m	延長	約110m		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	流通・商業地区	沿道地区	住居併存地区	住居地区	
			地区の面積	14.7ha	1.4ha	6.5ha	7.7ha	
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物を建築してはならない</p> <p>① 共同住宅、寄宿舎又は下宿（3以下の階をそれらの居住の用に供し、かつ、建築基準法第48条第11項及び盛岡市特別用途地区建築制限条例第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く）</p> <p>② 建築基準法別表第2（ほ）項第3号に掲げる建築物</p> <p>③ 建築基準法別表第2（を）項第2号から第6号に掲げる建築物</p> <p>④ 建築基準法別表第2（わ）項第4号、第6号及び第7号に掲げる建築物</p>		<p>次に掲げる建築物を建築してはならない</p> <p>① 共同住宅、寄宿舎又は下宿（3以下の階をそれらの居住の用に供し、かつ、建築基準法第48条第11項及び盛岡市特別用途地区建築制限条例第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く）</p> <p>② 建築基準法別表第2（ほ）項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>③ 建築基準法別表第2（を）項第2号から第6号に掲げる建築物</p> <p>④ 建築基準法別表第2（わ）項第4号、第6号及び第7号に掲げる建築物</p>		<p>次に掲げる建築物を建築してはならない</p> <p>① 建築基準法別表第2（に）項第3号から第6号に掲げる建築物</p> <p>② 建築基準法別表第2（を）項第5号に掲げる建築物</p> <p>③ 建築基準法別表第2（わ）項第6号に掲げる建築物</p>	
		建築物等の高さの最高限度					敷地地盤面からの高さは10m以下とする。	
備 考		「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」						